

新	旧	備考
簡易通知型包括保険（外貨建対応方式）特約書 平成25年2月15日 13-制度-00010 沿革 平成26年9月24日 一部改正	簡易通知型包括保険（外貨建対応方式）特約書 平成25年2月15日 13-制度-00010	
（この特約書の対象） 第1条 この特約書は、輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）に係る保険契約のうち、簡易通知型包括保険約款（平成22年7月1日 10-制度-00022。以下「約款」という。）第11条第2号に掲げる損失をてん補するものを対象とする。	（この特約書の対象） 第1条 この特約書は、輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）に係る保険契約のうち、簡易通知型包括保険約款（以下「約款」という。）第11条第2号に掲げる損失をてん補するものを対象とする。	
（保険価額） 第2条 約款第48条第2項第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、保険価額は、輸出契約等に基づく外貨（アメリカ合衆国ドル又はユーロに限る）で表示された代金の額（二以上の時期に分割して代金の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金の額）を、船積確定通知を行う場合にあっては、船積日の属する月の1日、確定前通知を行う場合にあっては、輸出契約等の締結日における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に2を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。	（保険価額） 第2条 約款第44条第2項第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、保険価額は、輸出契約等に基づく外貨（アメリカ合衆国ドル又はユーロに限る）で表示された代金の額（二以上の時期に分割して代金の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金の額）を、船積確定通知を行う場合にあっては、船積日の属する月の1日、確定前通知を行う場合にあっては、輸出契約等の締結日における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に2を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。	
（保険金額） 第3条 保険金額は、保険価額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。	（保険金額） 第3条 保険金額は、保険価額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。	
（てん補責任額） 第4条 約款第48条第2項第1号ロ及び第2号ハの規定にかかわら	（てん補責任額） 第4条 約款第44条第2項第1号ロ及び第2号ハの規定にかかわら	

新	旧	備考
ず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は輸出契約等に基づく決済期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。	ず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は輸出契約等に基づく決済期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。	
（保険料） 第5条 この特約書に係る保険料の額は、第2条の保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度-00034）に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額とする。	（保険料） 第5条 この特約書に係る保険料の額は、第2条の保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度-00034）に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額とする。	
（この特約書に定めのない事項） 第6条 この特約書に定めのない事項については、この特約書の趣旨に反しない限り、約款の規定を適用する。	（この特約書に定めのない事項） 第6条 この特約書に定めのない事項については、この特約書の趣旨に反しない限り、約款の規定を適用する。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	附 則 （略）	